

○財務省告示第二百五十五号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、同項の特定災害として平成三十年台風第二十一号を指定し、次に掲げる地域を同項の特定災害により相当な損害を受けた地域として指定する。

平成三十年十月一日

財務大臣 麻生 太郎

都道府県	指 定 地 域
福井県	敦賀市
愛知県	名古屋市 豊橋市 弥富市 海部郡飛島村
三重県	四日市市 三重郡菰野町 南牟婁郡紀宝町
京都府	京都市
大阪府	大阪市 堺市 岸和田市

徳島県	兵庫県	
阿南市	西宮市 尼崎市 神戸市	泉南郡田尻町 泉南市 高石市 泉佐野市 茨木市 貝塚市 泉大津市